

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行下における
同人誌即売会の開催ガイドライン

2020年12月4日
2021年10月20日 改訂
DOUJIN JAPAN 2020

目次

1. はじめに.....	1
2. 定義.....	2
3. 同人誌即売会の意義と特徴.....	2
4. 感染リスク.....	3
4. 1. 総論.....	3
4. 2. 設営・搬入・搬出・撤収時.....	3
4. 3. 列形成時.....	3
4. 4. 来場時・退場時.....	4
4. 5. 参加時.....	4
4. 6. 立ち寄り時.....	4
4. 7. その他.....	4
5. 感染症対策.....	5
5. 1. 共通.....	5
5. 1. 1. 全ての個人が自ら実施すべき基本的対応.....	5
5. 1. 2. 全ての場所において常時実施されるべき基本的対応.....	6
5. 2. 主催者.....	7
5. 2. 1. 企画・計画.....	7
5. 2. 2. 事前準備.....	8
5. 2. 3. 設営・搬入.....	9
5. 2. 4. 会期中.....	10
5. 2. 5. 撤収.....	12
5. 3. 会場管理者.....	12
5. 3. 1. 主催者との連携.....	12
5. 3. 2. 換気.....	12
5. 3. 3. 清掃および消毒.....	13
5. 3. 4. 密閉空間や飛散防止.....	13
5. 3. 5. マスク着用.....	13
5. 3. 6. その他.....	13
5. 4. スタッフ参加者.....	13
5. 4. 1. 計画時.....	13
5. 4. 2. 設営時.....	13
5. 4. 3. 会期中.....	13
5. 4. 4. 撤収時.....	14

5. 5. サークル参加者.....	14
5. 5. 1. 計画時.....	14
5. 5. 2. 搬入時.....	14
5. 5. 3. 会期中.....	14
5. 6. 一般参加者.....	15
5. 6. 1. 計画時.....	15
5. 6. 2. 会期中.....	15
5. 7. コスプレ参加者.....	15
5. 7. 1. 計画時.....	16
5. 7. 2. 会期中.....	16
5. 8. 企業参加者.....	16
5. 8. 1. 計画時.....	16
5. 8. 2. 搬入時.....	16
5. 8. 3. 会期中.....	17
5. 8. 4. 搬出時.....	17
5. 9. 関連企業.....	18
5. 9. 1. ガイドライン.....	18
5. 9. 2. ブース施工・備品レンタル・電気配線等の関連施工会社が行うべき対策..	18
5. 9. 3. 飲食店・売店・休憩所・ラウンジ等で行うべき対策.....	18
5. 9. 4. 清掃会社が行うべき対策.....	18
5. 9. 5. 派遣スタッフ会社・警備会社が行うべき対策.....	19
6. その他.....	19
6. 1. 上限人数.....	19
6. 2. 情報共有と情報公開.....	19

1. はじめに

本ガイドラインは、政府及び各都道府県の方針に基づいた対応を前提とし、「大規模イベントに係るクラスター対策について」¹等、時機に応じた政府や各都道府県による方針および新型コロナウイルス感染症対策分科会による提言等を踏まえ、東京ビッグサイト等において同人誌即売会等を主催する団体の連合である DOUJIN JAPAN2020 の幹事団体が、同人誌即売会等の開催および運営を行うに際し、留意すべき事項を定めたものです。

同人誌即売会の主催者は、サークル参加者、一般参加者およびコスプレ参加者ならびに企業参加者および関連企業の関係者の間における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大を最小限度とするため、科学的根拠に裏付けられた合理的に最大限の対策を講じると共に、各参加者および関係者に対し、予め適切な時期および方法により、同人誌即売会への参加等に際して実施すべき対策について、情報の提供を行わなければなりません。同時に、各参加者および関係者は、主催者から対応を求められた対策を確実に実施いただく必要があります。更に、万一感染が確認された場合は、管轄保健所等と連携のうえ、適切な事後対応を行うことが必要となります。

本ガイドラインの策定に際しては、東北医科薬科大学 医学部 感染症学教室 賀来満夫特任教授や内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室、文化庁、株式会社東京ビッグサイトより、ご意見を頂戴しました。この場をお借りして、ご協力くださった専門家や関係者の方々に御礼申し上げます。なお、本ガイドラインの内容は、今後の政府等方針の変更や感染拡大の動向、専門家による新たな知見等を踏まえ、時宜に応じて改訂されるものとします。

なお、本ガイドラインは、東京ビッグサイト、幕張メッセ及びインテックス大阪等の展示会場で開催される参加人数が 5,000 人程度以上の大規模な同人誌即売会を想定したものであり、小規模な同人誌即売会には必ずしも当てはまらないものも含まれます。

最後に、同人誌即売会の主催者が、各々の主催する同人誌即売会を開催するかどうかの判断は、本ガイドラインのみならず、開催を計画している各会場のガイドラインや開催地域の感染状況をも踏まえ、会場管理者や行政機関をはじめとする関係者ともよく協議のうえ、各々の判断と責任に基づき行われるものとします。

¹ 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室、事務連絡令和 2 年 10 月 27 日

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201027.pdf

2. 定義

本ガイドラインにおける用語の定義は、他に別途定められた場合を除き、以下に記載のとおりとします。

一般参加者	:	同人誌の収集等のために同人誌即売会に参加する個人
会場管理者	:	同人誌即売会が開催される場屋の管理者
関連企業	:	同人誌即売会の開催に際し、主催者および各参加者のため、会場設営、備品レンタル、警備、輸送（同人誌等の印刷会社が会場内への搬入を行う場合を含む。）等のサービスを提供する企業
企業参加者	:	情報の発信または物品の販売等のために同人誌即売会に参加する企業
コスプレ参加者	:	自らコスプレをして同人誌即売会に参加する個人
サークル参加者	:	自ら制作した同人誌等の頒布を目的として、同人誌即売会に参加する個人または団体
主催者	:	同人誌即売会を主催、運営する団体または個人
スタッフ参加者	:	主催者の補助者として同人誌即売会に参加する個人
スペース	:	サークル参加者ごとに、自らの同人誌等を頒布するために割り当てられた小間
同人誌	:	同好の士が、同好の士のために、自費で作成し頒布する出版物（メディア等含む）
同人誌即売会	:	同人誌を頒布する集会
ブース	:	企業参加者ごとに割り振られた小間

3. 同人誌即売会の意義と特徴

日本全国で年間千回程度開催されている同人誌即売会は、新しいクリエイターを生み出すゆりかごやプロにとって貴重なファンとの交流の場等、多様な役割を果たすと同時に、多様で豊かな日本のマンガ・アニメ・ゲームの文化・経済・産業を支える土壌として、大きな社会的意義を有しています。

同人誌即売会の特徴は、モノやサービスを提供する側と受領する側とが必ずしも固定的でなく、何れも多数、いわばn：nであることです。同人即売会の規模に応じて、1日あたりのサークル参加者数は数十から1万超、世界最大の同人誌即売会であるコミックマーケットの一般参加者は、1日あたり約20万人に上ります。いわば、同人誌即売会はブース毎に異なる個人商店が集まって形成される大きな市（いち）の様なものです。

本ガイドラインに記載された感染症防止対策が機能するためには、同人誌即売会の主催者だけではなく、参加者・関係者の皆さんによる正しい情報の把握と適切な実践が必要

となります。通常は容易ではないことですが、これまでの同人誌即売会において、皆様のご協力により、大きな混乱なく対応を積み重ねてきた経験から、本ガイドラインについても確実に実行いただけるものと考えております。改めてのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

4. 感染リスク

4. 1. 総論

同人誌即売会の開催にあたっては、時期と場所によって異なる感染リスクに応じた対策の検討が必要となります。最も基本的な考え方として、

- ・ 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ・ 密集場所（多くの人が密集している）
- ・ 密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

という3つの条件のいずれについても該当する場所（いわゆる「3密」）では、感染拡大のリスクが高いと考えられています。更に、デルタ株等の感染力の高い変異株については、何れか1つの条件しか当てはまらない場合でも、感染拡大のリスクがあるといわれています。

同人誌即売会における感染防止対策の検討に際しては、密の発生を極力避けつつ、合わせて適切なマスクの正しい着用の徹底（適切にマスクを着用していない場合は個別に注意等を実施）やこまめな消毒、大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う等、いかなる状況下においても感染リスクを低減させる方策を併用することが必要となります。

上記基本方針を前提としたうえで、同人誌即売会において想定される感染リスクは、次のとおりです。

4. 2. 設営・搬入・搬出・撤収時

- a. スペース設営時の会話および近接距離における飛沫感染や机・イス等からの接触感染
- b. ブース施工時の会話および近接距離における飛沫感染や工具・備品等からの接触感染
- c. 主催者用事務所・待機所・受付等の設営時における会話および近接距離における飛沫感染や机・イス・備品等からの接触感染
- d. スペースまたはブース等への搬入時の会話および近接距離における飛沫感染や接触感染
- e. 搬出・撤収時の会話および近接距離における飛沫感染や接触感染

4. 3. 列形成時

- a. 列形成時の声による誘導、待機列での会話および近接距離による飛沫感染や接触感染

4. 4. 来場時・退場時

- a. サークル参加者、一般参加者、コスプレ参加者、企業参加者等の来場受付手続時の会話および近接距離における飛沫感染や接触感染
- b. サークル参加者、一般参加者、コスプレ参加者、企業参加者等の退場時の会話および近接距離における飛沫感染や接触感染
- c. 移動に車両を利用する場合、移動時の車内等における会話および近接距離における飛沫感染や接触感染

4. 5. 参加時

- a. サークル参加者、一般参加者、コスプレ参加者、企業参加者等の会場内での移動・滞留における会話および近接距離における飛沫感染や接触感染
- b. スペース、ブース、主催者事務所、待機所、受付等での会話および近接距離における飛沫感染や接触感染
- c. 共用部の手すり・設備・エレベーターのボタン、エスカレーターのベルト、階段の手すり、トイレ使用時の便器、ドアノブ等での接触感染
- d. スペース、ブース、主催者事務所、待機所、受付等の机・イス・備品等からの接触感染

4. 6. 立ち寄り時

- a. スペースでのサークル参加者と一般参加者の会話および近接距離における飛沫感染
- b. ブースでの企業参加者と一般参加者等の会話および近接距離における飛沫感染
- c. 更衣室でのコスプレ参加者の会話および近接距離における飛沫感染や接触感染
- d. クローク等での運営要員と参加者の会話および近接距離における飛沫感染やクローク札および預かり荷物による接触感染
- e. スペース、ブース、更衣室、クローク、トイレ待機列での会話および近接距離における飛沫感染
- f. スペース、ブース、主催者事務所、待機所、各種受付等における頒布の際における現金や頒布物等による接触感染

4. 7. その他

- a. 売店および休憩所等における会計時の会話および近接距離における飛沫感染
- b. 売店および休憩所等における現金や販売物等による接触感染
- c. 休憩所等における机やイス等による接触感染
- d. イベント前後における、会食や打ち上げによる飛沫感染や接触感染
- e. 鼻水や唾液などの体液が付着したごみ処理時における接触感染

5. 感染症対策

5. 1. 共通

5. 1. 1. 全ての個人が自ら実施すべき基本的対応

5. 1. 1. 1. 体調管理

外出の際は、自宅を出る前に体温測定、自覚症状の有無について確認。平熱と比べて高い発熱がある場合や体調がすぐれない場合（37.5 度未満でも、平熱や自覚症状などもあわせて考慮する。）は、外出を行わないことを徹底する。

5. 1. 1. 2. 濃厚接触

体温測定や自覚症状に問題がない場合でも、政府の定める期間内に①新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触があった場合、または②政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航ならびに当該在住者との濃厚接触があった場合のいずれかに該当する場合は、自宅等にて待機し、外出しないことを徹底する。

5. 1. 1. 3. マスク

不織布製のマスク等、感染対策の専門家らが推奨する感染防止効果の高い適切なマスクを常時、鼻と口元のすべてを覆う等、推奨される方法で正しく着用する。マスクの正しい着用方法については、厚生労働省 Web「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」²を参照する。

5. 1. 1. 4. 対人距離

同居の家族等を除き、自分以外の第三者との対人距離を最低 1m、できれば 2m 以上確保する。ただし、販売スペース等で大声での歓声・声援等がないことを前提とする場合は、なるべく対人距離の確保に努めるとともに、マスク着用・大声禁止・飲食制限等が適切に担保されていることを条件に密が発生しない限度での間隔（最低限、人と人が接触しない程度の間隔）を確保すればよいものとする（なお、国の事務連絡や各都道府県の要請等に従う必要があることを前提とする）。

5. 1. 1. 5. 手洗い・消毒

外出中、自分以外の第三者が手を触れる可能性のある物には、なるべく手を触れることを控える。こまめな手洗い、手指の消毒を徹底する。適切な消毒方法については、厚生労働省 Web「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」³を参照する。

² https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

³ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

5. 1. 1. 6. 大声を出さないことの担保

会話の際は大声を控え、会話の相手方との間に最低1 m以上の距離を取るよう努める。
また、大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行える体制を確保するものとする。

5. 1. 1. 7. COCOA

スマートフォンを保有している者は、厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をインストールし、電源を on にしたうえで Bluetooth を有効にして常に稼働させ、新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触の有無を確認できるようにする。

5. 1. 1. 8. 都道府県感染情報通知サービス及び QR コード

東京版新型コロナ見守りサービスや QR コード等、主催者による告知に応じて、同人誌即売会の開催会場が所在する都道府県や開催会場管理者等が提供する、クラスター発生の際に施設訪問履歴に基づく感染情報通知サービスを利用する。

5. 1. 1. 9. 車両利用に際しての留意事項

会場への移動に際して車両を利用する場合は、乗車中も適切なマスクの着用を徹底し、エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気に努め、会話は必要最小限度に留める。

5. 1. 1. 10. 打上げ・会食

同人誌即売会前後の打上げや会食は、感染状況などを考慮し、直行・直帰を可能な限り行う。止むなく実施する場合は、感染リスクが高まる「5 つの場面」⁴など各自が感染防止策を講じた上、更に感染防止策を講じた飲食店等を利用する等、感染防止に留意する。

5. 1. 2. 全ての場所において常時実施されるべき基本的対応

5. 1. 2. 1. 換気

同人誌即売会の開催施設、事前準備に用いる会議室など、自ら選択・管理できる環境であれば換気可能な場所を選択すると共に常時換気又はこまめな換気（1 時間に 2 回以上、かつ、1 回に 5 分以上）を徹底し、それ以外の場合は十分な換気が確保されている場所を使用する。

5. 1. 2. 2. 消毒

同人誌即売会場内の高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンやエスカレーターの取手など。）のこまめな消毒および清掃。

⁴ 感染リスクが高まる「5 つの場面」<https://corona.go.jp/proposal/#sugoshikata>

5. 2. 主催者

5. 2. 1. 企画・計画

5. 2. 1. 1. 会場計画

- a. 感染防止の観点から、参加者が密になりにくいレイアウトプランを立案する。
- b. 会場内の通路幅は、主たる通路については概ね 3m またはそれ以上とする、抜け道や退避可能な広場を設置する、空間に余裕がある場合には動線の向きを指定する等、全体として参加者が密を避けられるよう工夫する。
- c. スペースおよびブースの施工ルールについて、設営に負担のかかるデザインを極力避ける等、施工時間と施工人員を考慮し、安全な作業環境の確保に最大限配慮する。
- d. 入国やビザの発給制限がある国からの参加、の参加について、これらの者への自粛を呼びかける。また、重症化リスクが高い高齢者や持病のある方には、新型コロナワクチンの接種有無や当日の健康状態をよく確認いただいた上、リスクに応じて参加自粛の検討をいただくよう呼びかける。その他、計画時点における政府や自治体の方針や指示に従い計画し、その後の感染状況の変化を見越した計画とする等、安全を重視したルール作りと対応を検討、実施する。
- e. 感染リスクを高める付帯のイベント（アフターイベント等）は、原則として開催を控える。また、懇親会やアフターパーティー等の飲食を伴うものは感染状況を踏まえて当面は開催しない。
- f. 会場内で受付やトイレ等、定常的な待機列の形成が予め想定される場所には、床面に最低 1m 毎（できれば 2m 毎が好ましいものとする。）に目印となるデザインを施工する。
- g. 各種受付等、不特定多数との面談が高頻度で想定される場所について、飛沫感染・接触感染防止の観点から、マスクの着用に加えて手袋等の防護具の使用、飛沫感染防止のため飛散防止シート等の遮蔽物の設置を検討する。
- h. 開催地域の感染状況を踏まえ、会場のガイドラインを遵守し、会場管理者や会場所在の都道府県と連絡調整を行い、要請等があればその内容を踏まえて適切に対応する。
- i. 会場内に売店やラウンジを設置し飲食を提供することは控える。止むなく実施する場合は、5. 9. 3. 「飲食店・売店・休憩所・ラウンジ等で行うべき対策」記載の接触・飛沫感染防止策を講じると共に、感染防止策を講じた場所以外での飲食は行わないこととし、飲食中の会話は避けつつなるべく短時間に留める等、工夫することを含めて計画する。
- j. 特に多数の参加が見込まれる場合は、①参加者の健康リスクの管理と軽減（予防）、②発生した傷病者への救護の実施、③集団災害への備えと対応、及び④開催地域の救急医療体制への負担の軽減（日常医療の確保）等の観点から、適切な救護体制の確保に努める。
- k. 密集を回避するため、混雑状況の発信、誘導人員の配置、時差・分散措置を講じた入退場、警備員の配置など、会場ごとの特性などに応じた適切な対策に努める。

特に、待機列以外の来場者の密な滞留が発生することに注意し、その発生防止に努める。

1. スタッフ参加者及びサークル参加者のみならず、一般参加者、企業参加者（企業参加者は5.8.1 d.を参照）及びコスプレ参加者等を含め、およそ同人誌即売会の会場内に一定時間以上滞留する可能性のある者について、すべてメールアドレス等の連絡先を把握できるように、連絡先の把握を参加登録又は入場券発行時の必須把握事項とする等、必要な措置を講じたうえ、把握した情報を適正に管理し、相当期間（例：イベント開催後1ヶ月等）、これを保持する。

5. 2. 2. 事前準備

5. 2. 2. 1. 周知

参加者向け案内資料等において、体調管理、公共交通機関の分散利用、マスク着用、接触確認アプリ（COCOA）および都道府県感染情報通知サービスの利用を呼びかけると共に、受付時の検温やマスク着用確認の実施等、会場内で実施する感染防止策について案内する。また、本ガイドラインに従った取り組みを行う旨、ホームページ等で公表する。

5. 2. 2. 2. 事前登録

サークル参加者等、事前登録を行う参加者については、同人誌即売会参加時に体調管理、マスク着用が必須の前提となること、接触確認アプリ（COCOA）および都道府県感染情報通知サービスの利用を推奨している等、一連の感染防止対策の遵守について改めて確認を求めると共に、感染者発生時には感染経路特定等の理由により最低限必要となる個人情報等を政府機関や自治体等の要請に基づき、開示することのある旨を明示し、これらを後日、記録・確認できるよう仕組みを整える。

5. 2. 2. 3. 予定来場者の管理

Webやアプリ等の来場事前登録システムを活用し、予定来場者数の事前把握に努めると共に、参加日当日受付の手続の合理化・簡素化に努める。

5. 2. 2. 4. 事前決済の徹底

参加費や入場料が必要な場合は、可能な限り事前決済とする。当日支払いについては、キャッシュレス決済により、現金の取扱いを最小化することも検討する。なお、当日来場したが検温等の理由により参加できないこととなった場合の返金規定等も適切に整備する。

ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要とする。

5. 2. 2. 5. 対応マニュアル

感染疑い者が確認された場合における対応マニュアルとして、「大規模イベントに係るクラスター対策について」⁵等、時機に応じた政府や各都道府県による方針および新型コロナウイルス感染症対策分科会による提言等を踏まえ、会場管理者とも協力のうえ、役割分担、責任範囲、感染疑い発生時の対応手順や担当者、管轄保健所、感染相談センターの電話番号等が記載されているマニュアルを作成し、感染発生時に迅速な対応ができるよう、関係者間で共有し周知を徹底する。

5. 2. 2. 6. 検温設備の設置と管理

受付や入場口など、参加者が通過する要路にサーモグラフィー等の機器を整備し、参加者全てについて網羅的な検温が実施できる仕組みづくりを検討する。

5. 2. 2. 7. 消毒設備の設置と管理

受付や入場扉など、参加者が通過する要路に消毒液を設置し、そこを通過する者に手指の消毒を義務付ける。また、会場内に休憩所やラウンジ等を設置する場合は、ベンチのみ等の簡易な休憩所を除き、各テーブル等に消毒液を設置するよう努めると共に、換気の徹底、近接かつ真正面の座席配置を避ける、定期的に消毒や清掃を行う等、更なる感染防止策の実施を検討する。

5. 2. 2. 8. 検査の徹底

運営従事者について、イベント当日のみならず、普段から毎日の健康状態を把握し、体調が悪い場合は出勤せず自宅療養するルールの徹底、体調不良時の検査体制の整備等、事業所における検査の更なる活用・徹底を図る。具体的な手順、検査キットの購入等については、「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」⁶、「職場における積極的な検査の促進について」⁷を参照する

5. 2. 3. 設営・搬入

5. 2. 3. 1. マスク着用確認等の実施

マスク着用を目視確認、未着用者、明らかに不適切なマスクの着用者及び正しくマスクを

⁵ 「イベントにおける感染発生時のチェックシート（別紙2-2）」厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室、事務連絡令和2年10月27日

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenaku_20201027.pdf

⁶ <https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

⁷ <https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>

着用していない者には適切なマスクの着用を依頼し、必要に応じてマスクの配布・販売を行う。依頼に応じない者については会場内への立入を禁じると共に、会場内の場合は速やかに退場いただく。

5. 2. 3. 2. 検温の実施

検温を実施し、異常ある者については会場内への立ち入りを禁じると共に、会場内の場合は速やかに退場いただく。

5. 2. 3. 3. 接触確認アプリ（COCOA）等の呼びかけ

会場内への立入時、確認アプリ（COCOA）のインストールおよび都道府県感染情報通知サービス利用の呼びかけを行う。

5. 2. 3. 4. 換気の徹底

会場内の空気循環を最大化するため、機械換気設備を有する会場については会場管理者と相談のうえ最大限の換気を行うと共に、搬入出口等、開口可能な部分の常時開放について、安全に支障のない範囲で徹底する。

5. 2. 3. 5. 消毒の徹底

手指消毒および手洗いの励行等について、定期的なアナウンスを実施し、それらの励行を徹底する。消毒設備については、定期的な見回りによる適切な補充を実施する。

5. 2. 4. 会期中

5. 2. 4. 1. 周知

Web等において体調管理、マスク着用、接触確認アプリ（COCOA）および都道府県感染情報通知サービスの利用を呼びかけると共に、会場入口付近や会場内の要路において、これらを呼びかけるサインポスト等を設置する等、感染防止対策の徹底を呼びかける。

5. 2. 4. 2. マスク着用確認の実施

会場入口付近や会場内の要路において、マスク着用を目視確認、未着用者、明らかに不適切なマスクの着用者及び正しくマスクを着用していない者には着用を依頼する。会場入口付近や会場内の要路において、マスクの配布または販売を実施する。依頼に応じない者については会場内への立入を禁じると共に、会場内の場合は速やかに退場いただく。なお、疾病や障害により止むなく着用できない状況の者については、個別に対応する。

5. 2. 4. 3. 検温の実施

検温を実施し、異常ある者については会場内への立ち入りを禁じると共に、会場内の場合

は速やかに退場いただく。

5. 2. 4. 4. 接触確認アプリ（COCOA）等の呼びかけ

会場内への立入時、確認アプリ（COCOA）のインストールおよび都道府県感染情報通知サービス利用の呼びかけを行う。

5. 2. 4. 5. 入場拒否および退場の対応

検温で概ね 37.5 度以上（37.5 度未満の場合でも平熱・症状などを考慮し総合的に判断する。）の発熱が判明した場合、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛等の症状がある場合、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、政府の定める期間に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航ならびに当該在住者との濃厚接触がある場合等、来場者の入場を断る場合や退場を促す場合は、感染疑い対応マニュアルに記載された手順で対応する。なお、入場時の検温等の理由により入場できない場合には、入場料等、入場の対価として支払済の金銭に関する払戻措置を予め設ける等の方法により、これらの者の入場防止をより確実にするための措置を講じる。

ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要とする。

5. 2. 4. 6. 受付・クローク等

参加者との接触感染リスクが高い受付、クロークにおいては、手袋の着用等、マスク着用およびこまめな消毒に加え、更なる感染防止策の実施を検討する。

5. 2. 4. 7. 換気

機械換気設備を有する会場については会場管理者と相談のうえ最大限の換気を行うと共に、運営および安全に支障のない範囲で会場内の空気循環を最大化するため、搬入出口等、開口可能な部分の開放に努める。

5. 2. 4. 8. 消毒の徹底

手指消毒および手洗い等について、定期的なアナウンスを実施し、消毒等の励行を徹底する。消毒液等の消毒設備については、定期的な見回りによる適切な補充を実施する。

5. 2. 4. 9. 入場制限

会場内の滞留人数を常時確認し、最新の政府及び都道府県等による基準に沿うよう、必要に応じて入場制限を実施する。

5. 2. 4. 10. 待機列

待機列の形成はなるべく屋内を避ける。待機列を形成する際は、予め設置した床面シールを活用する等の方法により、各人の間について最低 1m、できれば 2m 以上の間隔が空くようにする。また、混雑が想定される場合は誘導人員の配置や予めアナウンスを行う等、分散により待機列の形成を最小化するよう努める。

5. 2. 4. 11. 飲食等

会場内の飲食は、感染防止策を講じた専用エリア以外では原則禁止とする。

また、同人即売会では会場内で飲酒を可とするのは稀であるため、感染状況を考慮して会場内での飲酒は禁止するよう注意を呼びかける。

5. 2. 4. 12. ゴミ

会場管理者と調整し、飲食のゴミ（コップ等）およびマスク等の感染可能性が比較的高いゴミについては、プラスチック製袋等密閉できる袋に入れて必ず密閉し、清掃会社に依頼または会場管理者指定の場所に廃棄する。

5. 2. 4. 13. 名簿

万一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、参加者および関係者の名簿を会期終了から 3 週間程度以上、適切に管理する。

5. 2. 5. 撤収

5. 2. 5. 1. 終了時

定刻になり次第、速やかに一般参加者およびサークル参加者にそれぞれ退出いただくと共に、撤収作業を開始する。

5. 2. 5. 2. 撤収

5. 2. 3. 記載の事項に準じて行う。

5. 3. 会場管理者

5. 3. 1. 主催者との連携

主催者と事前に十分な情報共有を行い、主催者による同人誌即売会の実施に向けた適切な感染防止策の計画策定に最大限協力すると共に、同日・同一施設において複数のイベントが開催される場合の相互調整に努める等、計画が適切に実施されるよう協力する。

5. 3. 2. 換気

機械換気設備を有する会場については主催者と相談のうえ最大限の換気を行うと共に、

会場に設置された空調や開口部の面積・作動状況等を確認し、計画に沿って適切に運用することにより、状況に応じて求められる換気の実施に努める。乾燥する場面では、施設設備を活用してできるだけ湿度 40%以上を保つ努力をする。更に主催者と連携し、CO2 濃度が 1,000ppm を上回らないような体制を整備する。

5. 3. 3. 清掃および消毒

会場内の清掃や設備・備品について消毒の頻度を高めると共に、手洗い等の共用部に関して手指用消毒液を設置するなど、会場内における感染防止に努める。

5. 3. 4. 密閉空間や飛散防止

喫煙所等、施設運営に際して必ずしも必須ではない密閉空間についてはできる限り閉鎖し、飛散防止のためにトイレ内のハンドドライヤーを停止、タオルの共用を禁止する等、感染防止策を徹底する。

5. 3. 5. マスク着用

施設関係者について、適切なマスクの常時着用を徹底する。

5. 3. 6. その他

感染疑い者が出た場合に相談できる医療機関や保健所を確認する。また、本ガイドラインに従った取り組みを行う旨、ホームページ等で公表する。

5. 4. スタッフ参加者

5. 1. 1. 記載の事項に加え、以下のとおりとする。

5. 4. 1. 計画時

主催者からの連絡および主催者公式 Web サイトを随時確認する等の方法により、参加に際して求められている感染防止策を確認し、確実に実行することができるよう、必要な物品の調達や当日に向けた手順の確認等、事前準備を行う。

5. 4. 2. 設営時

同人誌即売会の運営スタッフとして、自らの役割分担に従い、5. 2. 3. 記載の事項を確実に実行する。

5. 4. 3. 会期中

同人誌即売会の運営スタッフとして、自らの役割分担に従い、5. 2. 4. 記載の事項を確実に実行する。

スタッフの詰め所、事務室、休憩室等のスタッフが利用する場所では、本ガイドラインに基づいた対応を行う。

5. 4. 4. 撤収時

同人誌即売会の運営スタッフとして、自らの役割分担に従い、5. 2. 5. 記載の事項を確実に実行する。

5. 5. サークル参加者

5. 1. 1. 記載の事項に加え、以下のとおりとする。

5. 5. 1. 計画時

主催者公式 Web サイトを随時確認する等の方法により、参加に際して求められている感染防止策を確認し、確実に実行することができるよう、必要な物品の調達や当日に向けた手順の確認等、事前準備を行う。

5. 5. 2. 搬入時

- a. 搬入開始時、自らのスペース内に配置された机や椅子などの物品を消毒する。消毒用アルコール等、消毒に必要な物品は、主催者の指定に従い準備する。
- b. 必要な作業のみを行い、会場内に留まる時間を最小限度に留める。
- c. 搬入後、開会までの間に、スペース内の物に第三者が触れる可能性のある場合は、搬入終了時、自らのスペースを退出する際、自らのスペース内に配置された机や椅子などの物品を改めて消毒する。
- d. スペース内で発生したゴミ等は、なるべく自ら持ち帰る。

5. 5. 3. 会期中

- a. 売り子等の補助者に接触確認アプリ(COCOA)等のインストールおよび都道府県感染情報通知サービス利用の呼びかけを行う。
- b. サークル全員に適切なマスクの正しい着用を徹底し、一般参加者等への説明、会話時も含め、大声での会話や呼び込みは原則禁止とする。可能な限り、マスク以外の防護具(手袋等)の使用も検討する。
- c. スペース内の高頻度接触部位(頒布物、テーブル、椅子の背もたれ、電子決済用端末、現金入れ、タブレットなど)について、可能な限りこまめに消毒する。
- d. 頒布物について、不特定多数が手に取る見本誌と実際に交付する頒布物とを明確に区分して実際に交付する頒布物は接触者を最小限に留める、見本誌にはビニールカバーをかけて定期的に消毒する等、頒布物を介した不特定多数の間での接触機会を最小となるよう工夫する。

- e. サークルの状況に応じて頒布方法や頒布時間等を柔軟に調整し、密な状況を作り出さないよう配慮する
- f. サークルへの来客に菓子など飲食物の提供は行わない。
- g. スペース外への外出や頒布物等の授受の後、なるべくこまめに手指の消毒を行う
- h. キャッシュレス決済により、現金の取扱いを最小化することも検討する。

5. 5. 4. 搬出時

- a. 搬出開始時、自らのスペース内に配置された机や椅子などの物品を消毒する。消毒用アルコール等、消毒に必要な物品は、主催者の指定に従い準備する。
- b. 必要な作業のみを行い、会場内に留まる時間を最小限度に留める。
- c. 搬出終了時、自らのスペースを退出する際、自らのスペース内に配置された机や椅子などの物品を改めて消毒する。
- d. スペース内で発生したゴミ等は、なるべく自ら持ち帰る。

5. 6. 一般参加者

- 5. 1. 1. 記載の事項に加え、以下のとおりとする。

5. 6. 1. 計画時

主催者公式 Web サイトを随時確認する等の方法により、参加に際して求められている感染防止策を確認し、確実に実行することができるよう、必要な物品の調達や当日に向けた手順の確認等、事前準備を行う。

5. 6. 2. 会期中

- a. スペース、ブースで頒布物等の物品を手にとったり、支払を行ったりする前後は、手指の消毒を行うよう努める。
- b. 決済方法について、現金以外の非接触型の電子決済が利用可能な場合は、なるべく当該電子決済を利用する。
- c. 主催者や自らが訪問するサークル参加者、ブース運営者による感染防止策に関する案内に留意し、なるべくその要請に応じるよう務める。
- d. 会場内での飲食は、感染防止策を講じた専用エリア以外では原則禁止とする。
- e. サークル参加者等に対し、菓子などの飲食物を含めた差入れは控える。
- f. 大声（歓声、声援等）を出すことを控えるとともに、他者との身体的距離を確保するよう留意する。

5. 7. コスプレ参加者

- 5. 1. 1. 記載の事項に加え、以下のとおりとする。

5. 7. 1. 計画時

主催者公式 Web サイトを随時確認する等の方法により、参加に際して求められている感染防止策を確認し、確実に実行することができるよう、必要な物品の調達や当日に向けた手順の確認等、事前準備を行う。

5. 7. 2. 会期中

5. 6. 2 記載の各事項に加え、以下のとおりとする。

- a. 更衣室での会話は控え、なるべく短時間で着替えを行うことができるよう、予め準備に努め、工夫する。
- b. 撮影に応じる場合等、マスクを着用しない際には会話は控え、くしゃみが出る場合は衣装で口元を覆う等、咳エチケットを徹底すると共に、マスクを着用しない時間を最小限に留めるよう努める。

5. 8. 企業参加者

5. 8. 1. 計画時

- a. 主催者公式 Web サイトを随時確認する等の方法により、参加に際して求められている感染防止策を確認し、確実に実行することができるよう、必要な物品の調達や当日に向けた手順の確認等、事前準備を行う。
- b. ブースデザインにあたり、密を発生させるリスクを抑えるよう通常より間隔に余裕を確保する。
- c. 来場者と対面となるレイアウトの場合は、出展関係者のマスク着用を徹底しつつ、マスク着用に加えて手袋等の防護具の使用、飛沫感染防止のため飛散防止シート等の遮蔽物の設置を検討する。遮蔽物設置の際は施工会社と相談し、火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源の近くには原則設置することは避けることとし、感染予防対策上、熱源の近くに設置が必要な場合は、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品等）の使用を徹底する。
- d. ブースに参加する出展関係者および外注先の日別名簿を作成。万一感染が発生した場合は、最低限必要となる個人情報を政府機関や自治体等の要請に基づき開示できるよう準備を徹底する。
- e. ブースで使用するマスクや消毒液、防護具等を用意する。
- f. パンフレットや会社案内などの頒布物は最小限度に留め、デジタル化の検討を行う。
- g. 接触感染防止のため、ブース内の展示物等、参加者の手が触れる場所については頻繁な消毒を行い、また参加者が展示物に手を触れにくいような工夫をする。

5. 8. 2. 搬入時

- a. 搬入開始時、自らのブース内に配置された机や椅子などの物品を消毒する。消毒用アル

コール等、消毒に必要な物品は、主催者の指定に従い準備する。

- b. 必要な作業のみを行い、会場内に留まる時間を最小限度に留める。
- c. 搬入終了時、自らのブースを退出する際、自らのブース内に配置された机や椅子などの物品を改めて消毒する。
- d. ブース内で発生したゴミ等は、なるべく自ら持ち帰る。

5. 8. 3. 会期中

- a. 出展関係者に接触確認アプリ(COCOA)等のインストールおよび都道府県感染情報通知サービス利用の呼びかけを行う。
- b. 出展関係者全員のマスク着用の徹底、一般参加者等への説明、会話時も含め、大声での会話や呼び込みを控える。可能な限り、マスク以外の防護具(手袋等)の使用も検討する。
- c. ブース内の高頻度接触部位(頒布物、テーブル、椅子の背もたれ、電子決済用端末、現金入れ、タブレットなど)について、可能な限りこまめに消毒する。
- d. 頒布物について、不特定多数が手に取る見本誌と実際に交付する頒布物とを明確に区分して実際に交付する頒布物は接触者を最小限に留める、見本誌にはビニールカバーをかけて定期的に消毒する等、頒布物を介した不特定多数の間での接触機会を最小となるよう工夫する。
- e. ブースの状況に応じて頒布方法や頒布時間等を柔軟に調整し、密な状況を作り出さないよう努める。
- f. ブースへの来客に菓子など飲食物の提供は行わない(飲食販売業者を除く)。
- g. 外出や頒布物等の授受の後、手指の消毒を徹底。
- h. キャッシュレス決済により、現金の取扱いを最小化することも検討する。
- i. 会場内での飲食は、感染防止策を講じた専用エリア以外では原則禁止とする。後述の 5. 9. 3. 「飲食店・売店・休憩所・ラウンジ等で行うべき対策」記載の接触・飛沫感染防止策を講じると共に、飲食中の会話は避けつつなるべく短時間に留める等、工夫することを含めて計画する。

5. 8. 4. 搬出時

- a. 搬出開始時、自らのブース内に配置された机や椅子などの物品を消毒する。消毒用アルコール等、消毒に必要な物品は、主催者の指定に従い準備する。
- b. 必要な作業のみを行い、会場内に留まる時間を最小限度に留める。
- c. 搬出終了時、自らのブースを退出する際、自らのブース内に配置された机や椅子などの物品を改めて消毒する。
- d. ブース内で発生したゴミ等は、なるべく自ら持ち帰る。

5. 9. 関連企業

5. 9. 1. ガイドライン

関連企業は、それぞれの業種別ガイドライン及び会場ガイドラインに従う。

5. 9. 2. ブース施工・備品レンタル・電気配線等の関連施工会社が行うべき対策

- a. 施工会社がブース等をデザインする際は、3密を避けるデザインとなるよう配慮し、現場施工の負担が大きくなるようなデザインもなるべく避けるよう心掛け、実装方法を工夫する。
- b. ブース等で飛散防止用のシート等の遮蔽物を設置する場合は、火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源の近くには原則設置することは避け、感染症対策上、やむを得ず熱源近くに設置する場合は燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品等）の使用を徹底する。
- c. 施工関係者用ストック等、共用スペースを設置する場合は、不特定多数の手が触れるドア・ドアノブ・棚等について使用期間中の消毒と清掃の手配を行う。
- d. 共有工具・台車等について消毒、清掃を実施する。
- e. 仮設の共有ストック等、支援企業が共同または単独で使用する場所や設備を消毒する。
- f. 顧客(主催者、企業参加者等)の発注した設備・備品等について、納品時消毒を実施する。
- g. 終了後に企業参加者の搬出時間帯が設置されている場合は、企業参加者の搬出が終わるまで、ブース撤去を担当する者は入館しない。

5. 9. 3. 飲食店・売店・休憩所・ラウンジ等で行うべき対策

- a. テーブルや椅子を用意する場合は、真正面の配置を避けるか、またはテーブル上に区切りのパーティション(アクリル板等)を設けるなど工夫し、人同士の間隔が最低 1m（できるだけ 2m を目安とする）程度あけるよう配慮して配置する。
また、飲食物を提供する場合は、感染防止対策を実施した上で、飲食可能エリアを設定すること。
- b. テーブルや椅子は、主催者が清掃会社を手配する等して、頻繁にテーブルや椅子の背もたれなど高頻度接触部分について、アルコール消毒液などを使い消毒する。
- c. 飲食施設に関わる従業員は、マスクの着用と手指消毒や石鹸・流水による手洗いを徹底し、飲食可能エリアの利用者も手指消毒を行ってから入場させること。
- d. 売店等は、キャッシュレスによる決済をできる限り推奨する。
- e. 換気を徹底する。
- f. 密を避けるため、予め混雑が見込まれる時間帯を避けた分散利用を周知する。

5. 9. 4. 清掃会社が行うべき対策

- a. 共用部については会場管理者、それ以外の清掃は一部恒久設備を除き主催者等、手配漏れのないよう、会場内における役割分担を明確化する。

- b. 清掃作業員はマスク等の着用を徹底し、手袋を着用する場合には適切に交換する。
- c. マスクや手袋を脱いだら、石鹸と流水での手洗いまたは消毒液による手指消毒を実施する。
- d. マスク等、ウイルスが付着した可能性のあるものが捨てられている場合、ゴミの回収は清掃トングの使用を徹底する。

5. 9. 5. 派遣スタッフ会社・警備会社が行うべき対策

- a. 受付等、対面業務を行う者は必ずマスクを着用するほか、必要に応じて手袋等、防護具の着用を含めた感染対策について検討し、発注元と予め確認をおこない、必要に応じて協議する。
- b. 休憩前後等、頻繁に手洗いと手指の消毒をするよう徹底する。

6. その他

6. 1. 上限人数

同人誌即売会の上限人数は、開催時間中に主催者が入館者および退館者の数を常時管理できる仕組みをとっている場合は最大同時入館者とし、そのような仕組みを取り入れていない展示会は 1 日の来場者総数とする。

6. 2. 情報共有と情報公開

主催者の皆様が、安心して同人誌即売会を開催できますよう、DOUJIN JAPAN 2020 は、以下の取り組みを行います。

- a. DOUJIN JAPAN 2020 幹事団体の関わった、安全安心な同人誌即売会の開催と運営に資すると認められる事例や再検討が必要であったと思われる事例等について、情報を集約します。
- b. 集約した情報は原則として公開し、幹事団体に限らない同人誌即売会の主催者等の運営ノウハウの向上および平準化と、感染症対策についての意識の持続を図ります。
- c. 他の関連団体との連携による情報共有にも努めます。
- d. これらの情報を分析し、本ガイドラインの改訂時に反映します。

以上